

那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「那覇市こんにちは赤ちゃん事業」において生後4ヶ月までの乳児をもつ保護者に配付する子育てに関する冊子(以下「冊子」という。)の共同発行事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同発行業者」とは、冊子を市と共同で製作し、無償で市に提供、納入するものをいう。

(配付期間)

第3条 冊子の配付期間は1年とする。ただし、市長は共同発行業者と協議のうえ、配付期間を変更することができる。

(製作上の注意事項)

第4条 共同発行業者は、広告内容、色等の冊子の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

2 共同発行業者は、冊子の数量、納入時期について市長の指示に従うものとする。

(共同発行業者の募集及び選定)

第5条 共同発行業者の募集は、ホームページ等に掲載して行う。

2 共同発行業者の募集及び選定に関し必要な事項は、那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行方針、那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者募集要項及び那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者の選定要領において定めるものとする。

(共同発行業者の申込み)

第6条 共同発行業者となることを希望するものは、那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者募集要項において定められた申込書等の書類を市長に提出するものとする。

(共同発行業者の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者募集要項において定められた企画提案書等の書類を基に、すみやかに内容を審査し、共同発行業者を選定するものとする。

2 市長は、前項により共同発行業者を選定したときは、那覇市こんにちは赤ちゃん事業訪問冊子共同発行業者募集要項において定められた選定通知書により通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 前条により共同発行業者を選定したときは、選定した共同発行業者と共同発行事務に関し必要な事項に関する契約を締結する。

(問題発生時の対応)

第9条 共同発行業者は冊子の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(配付の中止)

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、冊子の配付を中止することができるものとする。

- (1) 共同発行業者が指定した期日までに冊子を納入しないとき。
- (2) 冊子の広告記載に特に支障があると市長が認めたとき。
- (3) その他市民に冊子を配布することが不適切と認める事項が発生したとき

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、共同発行事務について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は令和4年6月6日から施行する。